

新型コロナウイルス感染拡大防止については、山梨県より、感染拡大防止対策への協力を随時お願いしているところです。今後も国や県の方針を基に対策の一部を見直す中で引き続き、感染拡大防止を図っていきますので対応の徹底をお願いします。

1. 職員対応（当施設に勤務する全ての職員）

- 出勤前に体温測定し、37.0度以上の発熱（基礎体温が高い人は+1度以上）、乾いた咳、味覚・嗅覚異常、息苦しさ、強い怠さ（倦怠感）等体調不良の場合
 - ①施設に連絡し、欠勤する。
 - ②かかりつけ医・保健所等に相談し指示を受ける。（相談結果を施設に報告）
 - ③必要により医療機関を受診する。（受診結果を施設に報告）
 - ④体調が戻るまで、自宅待機する。（毎日、施設に状況を報告）
- 日勤職員は、出勤前の検温の後、出勤した登庁時と退庁時に各1回検温を実施し、共有フォルダに記録する。休日については、別紙チェック表に1日1回体温及び体調等を記録しておく。

夜勤専門職員は、施設において夜勤入時及び夜勤明時に各1回検温を実施し、施設内チェック表に記録する。休日については、別紙チェック表に1日1回体温及び体調等を記録しておく。

入浴専門員は、出勤後に1日1回検温を実施し、施設内チェック表に記録する。休日については、別紙チェック表に1日1回体温及び体調等を記録しておく。
- マスク・支援時手袋着用や、手洗い・手指消毒・うがい励行を徹底する。
- 作業・活動・食事等の支援時は、ゴーグル又はフェイスシールドを着用する。
- 部外者との会議等は、極力少人数で行い、会議室等広い場所を使用する。
- 人混み、密閉・密集・密接の「三つの密」のある場、県が定める休業等の協力要請を行う施設への外出を自粛する。
- 感染者、あるいは感染の疑いのある者と濃厚接触のある職員は、自宅待機とする。（濃厚接触者定義：発症の2日前から1m程度の距離で15分以上の接触）
- マスクを外すような場面（喫煙・昼食時など）は、会話を控える。これは利用者へも注意を促す。
- 施設内は1日に3回以上、人が触れる部分を中心に消毒を行う。（ドアノブ、手すり、トイレ等）
- 休憩室・更衣室など対人距離（約2m間隔）を確保し、密になる状態を避ける。
- 勤務中に体調不良を認めた場合は、直ちに帰宅させるとともに、医療機関への受診を徹底する。

2. 利用者対応

<入所利用者>

- 9:00～毎日体温測定を実施。37.0度以上の発熱他、乾いた咳、味覚・嗅覚異常、息苦しさ、強い怠さ（倦怠感）等がある場合は、居室等で隔離、看護師に報告し、保健所等の指示を受ける。
- 食事前やトイレ後の手洗い・手指消毒を徹底する。
- 昼食時間は12:05からとし、朝夕食を含め、対面を避ける。
- 施設内では、必ずマスクを着用する。
- 外泊は、原則禁止する。

- 外出は、職員の付き添いで出かける。
 - ① 買い物等の私的な外出は、私的外出制度を利用して職員と出かける。
 - ② 外出時は、マスクを着用し、帰所時には体温測定し、手洗いと手指消毒を徹底する。
 - ③ 人混み 密閉・密集・密接の「三つの密」のある場を避け、所外活動を再開する。
 - ④ セブン旭店への個人外出は、平日火・木曜日の午後3時15分から4時30分の間、祝日等の場合は、午前9時00分から10時00分の間で許可する。
(外出の際は申請簿記入、名札移動、職員への声掛けを行うこと)
- セブンからの個人配達を当面中止していることから、その間の注文は職員を通して行い、金曜日午後、職員が一括して受け取ることとする。
- 施設内（部屋や廊下等）の空気を新鮮に保つため、十分な換気に努める。

<短期入所者・日中一時利用者>

- 利用前に自宅で体温測定し、37.0度以上で施設利用を中止とする。
(利用開始前に玄関で再度、体温測定する。)
付添者についても、施設内に入る際は体温測定をしてもらい、手指消毒の上マスクを着用する。
- 利用中は、入所利用者に準ずる。
- 短期利用のない日については、短期入所を利用する2週間前から、別紙チェック表に1日1回体温及び体調等を記録しておく。(必要に応じて提出を求める場合あり)

<通所利用者>

- 毎朝、自宅で体温測定し、職員に体温を報告する。37.0度以上で施設利用を中止とする。本人申告が不確実な利用者は、職員が体温測定する。
- 通所のない日については、別紙チェック表に1日1回体温及び体調等を記録しておく。(必要に応じて提出を求める場合あり)
- 送迎利用者は、乗車前に手指の消毒をし、送迎中は車内の換気に努め、会話を自粛する。
- 昼食時間は11:45からとし、対面を避ける。
- 施設利用時は、必ずマスクを着用する。
- 人混み、密閉・密集・密接の「三つの密」のある場、県が休業等の協力要請を行う施設への外出を自粛する。
- 外出時は、マスクを着用し、帰宅時に手指消毒をする。
- 休憩室・更衣室など対人距離(約2m間隔)を確保し、密になる状態を避ける。

- ※ 各事業とも、密閉・密集・密接の「三つの密」を避け、消毒を徹底した上で、日中活動メニューを提供する。
- ※ 発熱、乾いた咳、味覚・嗅覚異常、息苦しさ、強い怠さ(倦怠感)等の症状がある場合には、看護師に報告、保健所等に相談し指示を受ける。
- ※ 感染者、あるいは感染の疑いのある者との濃厚接触のある利用者は、施設に報告し、利用を中止する。
- ※ 発熱等の理由で利用を中止した場合は、相談支援事業所等に報告する。

<新規利用者等>

- 本人、家族の意向を踏まえて、行動履歴や健康状態から感染もしくは感染の疑いが認められず、ワクチンの接種完了または、PCR・抗原検査陰性の証明確認等に

より利用を開始する。※利用希望見学等の場合も同様とする。

- 利用希望者の見学は、体温測定、手指消毒、マスク着用し、必要最小限の人数で入所者と接触しないよう時間設定などをした上で実施する。
- 県内で在宅からの新規利用者は、利用前1～2週間の検温及び抗原検査（施設準備）を受け、結果を報告する。※入院先からの利用開始時は例外とする。
- 県外からの見学希望・新規利用についても同様の扱いとする。

3. 部外者対応

〈保護者・相談支援・薬局・市町村・日中活動講師等〉

- 面会は、当面の間、ワクチン接種の終了した利用者家族を対象に平日火・木曜日の午後2時00分から5時00分までの間で許可（原則）する。
※ワクチン未接種の方は、PCR・抗原検査陰性証明の確認により可とする。
面会人数は2人まで、面会時間は15分以内とする。
- 家族からの届け物等の用事は、職員が玄関先で対応し、預かることとする。
- 必要かつ、やむを得ない会議等は、会議室にて短時間で行う。
- 物品の納入、受け渡しについては、原則玄関先で行う。
- 外部講師による日中活動は、感染状況を注視し、コロナ抗原検査を事前に郵送後、結果を確認したうえで実施する。
- 活動等で施設に出入りする講師等については、施設内に入る際は体温測定をしてもらい、手指消毒の上マスクを着用する。

〈納入業者等〉

- 宅配業者・郵便局：玄関来訪者受付での受け渡しを原則とする。施設内に入る際は体温測定をしてもらい、手指消毒の上マスクを着用する。
- ヤクルトは、販売を再開する。
- パン販売、セブンの個人配達中止する。
- 小林リースは、物品納入は喫煙所入口からとし、受付後、体温測定、手指消毒の上、マスクを着用し、利用者との接触を避ける。（搬入日：毎週土曜日）
- リースキンのマット交換は、体温測定をしてもらい、手指消毒の上マスクを着用し、利用者との接触を避ける。
- 出張理美容は、月1回会議室で行い、必要最小限の内容とする。

※ 面会者や業者等、施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先等について、新型コロナウイルス感染症関連各確認票への記入を徹底する。